

報告第 7 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 大分市在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、責任割合により負担する額を相殺し、相手方に損害賠償金 18,100 円を支払う。 |
| 3 | 事故の概要 | 令和 3 年 4 月 6 日午前 8 時 30 分頃、県道別府山香線において、コミュニティバスを運行中に一時停止し、対向車と行き違った後に前進したところ、後から相手方の車両が走行してきており、ブレーキが間に合わず接触し、双方の車両が損傷した。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 3 年 6 月 30 日 |